

選定療養費のご負担額変更について

2022年4月の診療報酬改定により、一般病床200床以上の地域医療支援病院では紹介状をお持ちでない患者さんに対し、診療費とは別に徴収が義務付けられている費用（選定療養費）の額が引き上げられました。この制度に伴い、2022年10月1日より当院の初診時及び再診時の選定療養費が以下のとおり変更になりますのでお知らせします。

初診時選定療養費

○紹介状を持参せずに受診された場合

【2022年9月30日まで】

医科 5,500円（税込）



【2022年10月1日から】

7,700円（税込）

再診時選定療養費

○状態が落ち着き、当院担当医が他の医療機関へ紹介を申し出た後も当院での診療を希望し、受診される場合

【2022年9月30日まで】

医科 2,750円（税込）



【2022年10月1日から】

3,300円（税込）

尚、選定療養費をご負担いただく場合は、【初診時】は初診料から200点が控除され、【再診時】は外来診療料から50点が控除されます。

但し、次に該当する方は選定療養費のご負担はありません。

- ・他の医療機関からの紹介状を持参した場合
- ・救急車で来院された方（緊急な診療を必要とされている方）
- ・公費医療負担制度の受給対象者